

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 15 日から 45 年 12 月 30 日まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。  
しかしながら、脱退手当金の手続をした記憶も無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金額に反映される被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 12 か月後の昭和 46 年 12 月 24 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、申立人が、申立期間のみを請求し、支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間と申立期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給決定されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 岩手厚生年金 事案 871

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 1 月 5 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 30 日から 62 年 1 月 5 日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び事業主の供述から判断すると、申立人がA事業所及びC事業所（現在は、B事業所）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該給与明細書から申立人が両事業所に継続して勤務していたことが認められること、及びC事業所における資格取得日が昭和 62 年 1 月 5 日となっていることから、同日とするのが妥当である。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内となり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年10月27日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和26年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年10月27日から同年11月27日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、ねんきん定期便を見ると、昭和45年11月27日となっているが、厚生年金保険被保険者証及び厚生年金基金加入員証では同年10月27日となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、企業年金連合会が保管する「中脱記録照会（回答）」及び複数の元同僚の供述から、申立人が昭和45年10月27日にA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人と同日の昭和45年12月2日に連番で払い出されている14人のうち、同年11月に資格を取得している者が11人おり、その後に申立人を含む3人は同年10月27日付けで資格を取得しているところ、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、同年11月27日付けで資格を取得している記録になっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和45年10月27日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が保管する「中脱記録照会（回答）」の申立人に係る昭和45年10月27日の報酬給与額から、3

万 3,000 円とすることが妥当である。

## 岩手厚生年金 事案 873

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることになっているが、私は脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は、昭和 41 年 7 月 \* 日に旧姓から婚姻後の姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 6 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたものと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がなされているとともに、申立期間の脱退手当金には支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 20 日から 44 年 1 月 10 日まで

私は、A社に勤務した期間が、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いものの、厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）から送られてきた「お知らせ」には、申立期間を含む期間が厚生年金基金の加入員であった期間として記載されている。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、厚生年金基金連合会からの「お知らせ」には、申立期間を全て含む期間が厚生年金基金の加入員であった期間として記載されているが、企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳では、申立期間前後の加入員記録は記載されているものの、申立期間の加入員記録は確認できない。このことについて同連合会に照会したところ、「『お知らせ』に記載されている加入員記録は、中途での加入員資格得喪は反映されず、最初の加入員資格取得日と最後の同喪失日しか記載されない。」としている。

また、A社は、昭和 49 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について確認することができなかった。

さらに、当時、A社に勤務していた複数の元同僚に申立人の勤務期間について照会したが、申立期間における申立人の勤務実態を確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から同年 10 月 23 日まで

A事業所の社長として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、会社の経営状況が悪く、厚生年金保険料を滞納していた。社会保険事務所（当時）の徴収課の担当者から、私の標準報酬月額を遡って下げ、滞納している厚生年金保険料を支払うように指示された。調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成14年10月23日）の後の平成14年11月1日付けで、遡って11万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「会社の経営状況が悪く、厚生年金保険料を滞納していた。社会保険事務所の徴収課の担当者から、私の標準報酬月額を遡って下げ、滞納している厚生年金保険料を支払うように指示された。」と述べており、当該事業所における社会保険の届出事務について、自らが担当していたと供述していることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正を無効と主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に

係る記録の訂正を認めることはできない。